

村山市監査委員公告第7号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成31年2月25日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

記

1. 監査の対象 生涯学習課
2. 監査の期間 平成31年2月8日から平成31年2月25日
3. 監査の範囲 平成30年1月1日から平成30年12月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第3条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、平成31年2月8日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
5. 監査の結果
〈指摘事項〉
 1. 旅費、非常勤特別職報酬、講師謝礼の支払遅延について
職員、非常勤特別職員、講師等への旅費、また非常勤特別職員への報酬、講師への謝礼の支払において、正当な理由もなく6ヶ月を超えて遅延しているものが見受けられ、事務処理の改善を要する。
 2. 契約締結時の事務手続について
修繕業務契約締結において、手続きの一部に不備があるものがある。
1者随意契約により契約締結しようとするときは、見積書を徴し、予定価格を設定しなければならないとされているが（村山市契約に関する規則）、それらに則した方法による契約手続がとられておらず、改善を要する。
〈注意事項〉
 1. 出張命令について
出勤簿に出張と表示されているが、出張命令簿の記入がされていないものがある。口頭により出張命令等を発した場合においては、速やかに出張命令簿に記載するよう改善を要する。